

能代市議会基本条例（案）への意見募集（パブリックコメント）の結果について

能代市議会基本条例（案）について、意見募集（パブリックコメント）の結果を公表します。

- 1 寄せられた意見 5件
- 2 募集期間 令和3年10月11日（月）～11月10日（水）
- 3 募集方法 能代市議会だより、市ホームページで周知するとともに、ホームページからのダウンロードによる閲覧のほか、本庁舎、二ツ井町庁舎、各地域センター、出張所に閲覧資料を置き、意見を募集しました。

4 提出された意見の内容と市議会の考え方

No.	提出いただいた意見の内容	市議会の考え方
1	【前文】第2節 「「わ」のまち能代」は、「能代市総合計画」にうたわれている「将来像」であるが、今後改変されていく可能性のあるフレーズであることから、議会の「基本条例」に盛り込むことは適切ではないのではないか。「「わ」のまち」の文言を削除しても文意は十分に伝わると思われる。	「「わ」のまち能代」は、本市の平成20年度から10年間、続く平成30年度から10年間の総合計画基本構想における将来像として一貫してうたわれており、それぞれ議会でその基本構想を可決しております。 ご意見は理解いたしますが、今後必要により条例を見直しすることもあると考えます。
2	【第2条】「政策の立案」について「（政策の立案及び提言）第16条 議会は、政策立案機能の強化に努めるとともに、必要に応じて政策を立案し、市長等に対し提言するよう努めなければならない。」とあり、政策の立案と提言が議会活動の重要な役割の一つであることがうたわれている。そのことは、「（会派）第7条3 会派は、政策の立案、提言等に際し、必要に応じて会派間の調整に努めるものとする。」、「（議会事務局の	ご指摘のとおり、市長等に対し「政策立案と提言」をすることは、本市議会にとって重要な役割であると考えております。 ただし、議会活動の中には人事案件などのように是非のみを判断することや議会自らの課題に対する取組などもありますので、「政策立案と提言」が議会の活動原則（根本的な規則）とまでは位置付けられないと考えます。

	<p>機能強化) 第 18 条 議長は、円滑かつ効率的な議会運営のほか、議会の政策立案に資するため、～議会事務局の機能強化に努めるものとする。」、(「議員の研修) 第 19 条 議会は、議会の機能強化及び議員の政策立案能力の向上を図るため、議員研修の充実に努めるものとする。」にもその重要性が指摘されている。従って、「政策立案と提言」は、(議会の活動原則) 第 2 条の中に、市長等による市政運営の監視の次に重要な役割として記載すべきではないか。</p>	
3	<p>【第 3 条】(4)「議会の構成員として」の文言は不要ではないか。削除しても(1)～(3)と並列して十分に理解が可能であると思われる。</p>	<p>ご指摘のとおり意味は変わらないため、削除しました。</p>
4	<p>【第 6 条】議長・副議長の 2 年交代の慣例を明文化してはどうか(過去にはこの慣例を巡って騒動が起きたという話を耳にしたことがある。市政の混乱・停滞を避けるためにも 2 年交代制の明文化を検討していただきたい。)</p>	<p>地方自治法第 103 条第 2 項で「議長及び副議長の任期は、議員の任期による。」と定められており、法律上 4 年が議長・副議長の任期です。憲法により、条例は法律の範囲内で定めることになっていますので、2 年と規定することはできません。</p>
5	<p>【第 7 条】会派の結成要件として、2 人以上ということを中心に定めようか(1 人では確かに会派とは呼べない。しかし、現在の文では 1 人会派の存在が認められてしまう余地がある。念には念を入れて「2 人以上必要」ということを定めてはどうか。)</p>	<p>会派は政策集団でありますので、2 人以上が原則とされています。本市議会は会派制をとっており、1 人会派を認めないと政策が異なる議員と会派を結成せざるを得ない場合も生じるため、1 人であっても会派として認めています。</p>